

# ドイツの支払サービス監督法制の概要

船 津 浩 司

## I. はじめに

近時、情報技術の発展等を踏まえて、金融サービス、とりわけ支払決済サービスの規制のあり方が大いに議論されている。わが国においてこの問題を考える際にしばしば参照されるものとして、第二次支払サービス指令 (Payment Service Directive II : PSDII)<sup>1)</sup> をはじめとしたEUの支払決済サービス法制がある<sup>2)</sup>。

もともと、EUの指令を実際に執行するためには各加盟国において国内法化をする必要があり、第二次支払サービス指令については2018年1月13日を国内法化の期限として各加盟国で立法対応が求められている (PSDII 115条1項)。EUの一連の支払決済関連指令においては、監督法的規律のみならず民事法的規律が含まれるところ、ドイツでは、特に前者について、2007年の支払サービス指令 (Payment Service Directive, Zahlungsdiensterichtlinie)<sup>3)</sup> および2009年の第二次電子マネー指令 (Payment Money Institution Directive II, Zweite E-Geld-Richtlinie)<sup>4)</sup> の国内法化のために支払サービス監督法

---

1) Directive 2015/2366/EU. 第二次支払サービス指令の概要については、森下哲朗「PSD2 (欧州の決済サービス指令2) の概要」金融法務事情2050号 (2006年) 18-27頁参照。

2) たとえば、「金融審議会金融制度ワーキング・グループ報告——オープン・イノベーションに向けた制度整備について——」(平成28年12月27日) 6-7頁参照。

3) Directive 2007/64/EC.

4) Directive 2009/110/EC.

(Zahlungsdienstenaufsichtsgesetz) が2009年に制定されていたが、第二次支払サービス指令の国内法化のために、2017年に新たに支払サービス監督法 (Zahlungsdienstenaufsichtsgesetz: ZAG) を制定し直し、2018年1月13日より (一部を除いて) 施行されている。

本稿では、第二次支払サービス指令 (および第二次電子マネー指令) を含む EU の支払決済法制における、とりわけ金融監督法的局面についての国内法化の具体例として、ドイツの2017年制定の支払サービス監督法を取り上げ、わが国の立法論・解釈論の参考資料に供することとする<sup>5)</sup>。なお、以下では、特に断りのない限り、「支払サービス監督法」または「ZAG」というときは、2017年制定のものを指すこととし、2009年制定のものを指す場合には「旧支払サービス監督法」または「旧 ZAG」というものとする。

## II. 規律対象～支払サービス・電子マネー業務

### 1. 名宛人

支払サービス監督法の主たる規律対象は、「支払機関 (Zahlungsinstitute)」および「電子マネー機関 (E-Geld-Institute)」であり、とりわけ、この二つの概念を併せた「機関 (Institute)」という概念 (ZAG 1 条 3 項) を名宛人として種々の業法的規律を設けている。

支払サービス監督法の規律対象は、大まかには支払サービスの提供や電子マネーの発行に対する規律であるといえるが、支払サービスを提供する主体や電子マネーを発行する主体全てを支払サービス監督法の規律対象としているわけではなく、規律の名宛人は上述の通り、あくまで「支払機関」および「電子マネー機関」のみである。すなわち、「支払機関」とは、「支払サービ

---

5) なお、本稿の対象であるドイツの支払サービス監督法により併せて国内法化を実現している第二次電子マネー指令に関して、特にフランスにおける国内法化の状況を紹介するものとして、都筑満雄「フランスの電子マネー法」法政論集270号 (2017年) 217-232頁。

ス (Zahlungsdienstleistung)」（2. 参照）を提供する主体（これを支払サービス監督法上「支払サービス提供者 [Zahlungsdienstleister]」という [ZAG 1条1項]）のうちでも、国、中央銀行および地方公共団体等の公的主体、ならびに銀行（信用制度法 [Kreditwesengesetz : KWG] 上の信用機関 [Kreditinstitut]）および電子マネー機関以外で、業として (gewerbsmäßig) 支払サービスを提供するものを指し (ZAG 1条1項1文1号)、「電子マネー機関 (E-Geld-Institut)」とは、電子マネー発行主体（これを支払サービス監督法上「電子マネー発行者 [E-Geld-Emittent]」という [ZAG 1条1項]）のうち、同様に、国、中央銀行および地方公共団体等の公的主体、ならびに銀行（信用制度法上の信用機関）以外のものを指す (ZAG 1条2項1文1号)。公的主体についてはそれぞれについて規律する公法が存在するものであるし、銀行については信用制度法の規律が適用されるため、これらの主体には支払サービス監督法は適用されないという構造である。

## 2. 支払サービス

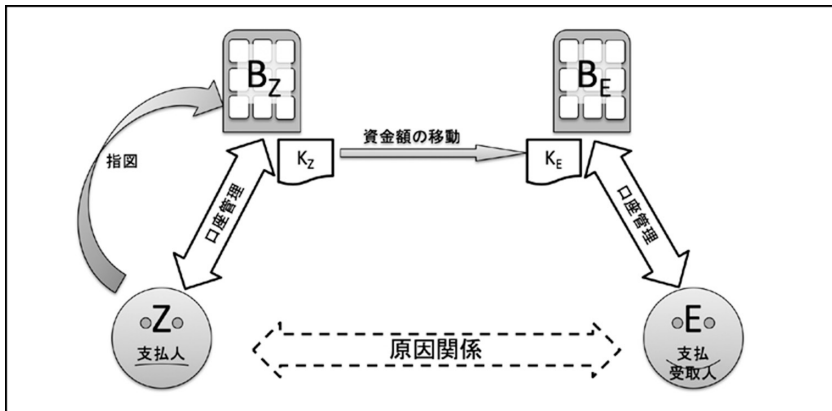
支払サービス監督法において、「支払サービス」とは、①「払込業務 (Einzahlungsgeschäft)」、②「払出業務 (Auszahlungsgeschäft)」、③「支払業務 (Zahlungsgeschäft)」、④「信用供与を伴う支払業務 (Zahlungsgeschäft mit Kreditgewährung)」、⑤「支払手段の発行 (Ausgabe von Zahlungsmittel)」および「アクワイアリング業務 (Akquisitionsgeschäft)」、⑥「金融移転業務 (Finanztransfergeschäft)」、⑦「支払発動サービス (Zahlungsauslöschungsdienst)」および⑧「口座情報サービス (Kontoinformationsdienst)」をいう (ZAG 1条1項2文1-8号)。

### A. 支払サービスに関する基本的概念～単純な振込による送金を例に

ここでは、まず、支払サービスの内容を理解する上で必要となる基本的な概念を、比較的理解が容易な銀行振込による送金（口座間資金移動）を例に説明する。

ある者が別の者に対して資金を移動したい（送金したい）という状況において、これを銀行振込により行うことを想定した場合、当事者としては典型的には4名が登場する。すなわち、送金をしたい者（Z）およびそのために用いられる口座を管理する銀行（B<sub>Z</sub>）、ならびに、送金を受け取るべき者（E）およびその受取りのために用いられる口座を管理する銀行（B<sub>E</sub>）である。支払サービス監督法では、Zを「支払人（Zahler）」、Eを「支払受取人（Zahlungsempfänger）」と定義する（ZAG 1条15項16項）。

### 銀行口座を用いた送金



通常の送金の場合、ZがB<sub>Z</sub>に対して、自らがB<sub>Z</sub>において有する口座(K<sub>Z</sub>)から、一定金額を、EがB<sub>E</sub>において有する口座(K<sub>E</sub>)に移転させるというプロセスが取られる。このような送金対象額のことを、支払サービス監督法では「資金額 (Geldbetrag)」と呼び、これには、先に挙げた銀行口座の残高のような預金通貨（ドイツ法では帳簿資金 (Buchgeld)）以外にも、当然現金 (Bargeld) が含まれ、また電子マネー (E-Geld) も含まれる<sup>6)</sup>。

6) Kai-Michael Hingst/ Carsten Lösing, Zahlungsdienstaufsichtsrecht, 2015, S.65. なお、第二次支払サービス指令4条25号では、「資金額とは、銀行券 (Banknote) 及び硬貨、口座資金 (Giralgeld) 又は・・・電子マネーをいう」と定義されている。

このような形で送金に利用される口座 (Kz や Ke) のことは、「支払口座 (Zahlungskonto)」と呼ばれる。支払口座の支払サービス監督法上の定義は、一または複数の支払サービス利用者の名で開設された口座であって、支払プロセスの遂行時に利用されるものである (ZAG 1 条17項)。では、「支払プロセス (Zahlungsvorgängen)」とは何かが問題となるが、先の例の Z から E への振込みというプロセスがまさに典型的であるが、法律上の定義は支払サービス監督法にはなく<sup>7)</sup>、民法675 f 条4項において、支払人と支払受取人との間の基礎的法律関係 (zugrunde liegenden Rechtsbeziehung) に依存しない、資金額の準備 (Bereitstellung)、伝送 (Übermittlung) または引出し (Abhebung) であるとされている。

先ほどの例では、支払人は自身の取引銀行に送金の指図を出すことを想定しており、また、支払人や支払受取人の支払口座 (Kz や Ke) はそれぞれの取引銀行が管理していることを想定していたが、支払サービス監督法における支払プロセスでは、支払口座は銀行以外の主体により管理されていることも想定されており、また、送金の指図を銀行以外の主体が実行すること、そして、その際に用いられる「資金額」が、銀行以外の主体が管理する支払口座に存在していることも想定されている。このように、支払人と支払受取人との間にあって、支払プロセスを実行するなどの支払サービスを提供するのが「支払サービス提供者」(ZAG 1 条1項1文)であり、前述の通り、このうち公的主体や銀行を除いた「支払機関」が支払サービス監督法の主たる規律対象である。もっとも、支払サービス提供者には、支払人の側に立って支払サービスを提供する者だけでなく、回収代行のように支払受取人に対して支払サービスを提供する者も含まれる (以下では、前者について Dz、後者について De という略語を用いて説明することがある)。そして Z や E などの支払サービスを利用する者は、定義はないものの支払サービス監督法上「支払サービス利用者 (Zahlungsdienstnutzer)」という語で呼ばれている (以下、支払サービス利用者を N という略語を用いて説明することがある)。

7) Hingst/Lösing, a.a.O. (Fn.6), S.65.

## B. 支払サービス各論

以下では、支払サービス監督法1条1項2文の規定に従って、「支払サービス」の内容を概観する。

### (1) 払込業務・払出業務

「払込業務」とは、それにより支払口座に対する現金払込 (Bareinzahlung) を可能とするサービス、また、「払出業務」とは、それにより支払口座からの現金払出 (Barauszahlung) を可能とするサービスが中心であり、それに加えて払込みおよび払出しが行われる支払口座の管理に関する業務が含まれている (ZAG 1条1項2文1号および2号)。

払込業務とは、定義上は、Zが用意した現金を用いてZ自身の口座 (Kz) あるいは他人 (E) の支払口座 (KE) の残高を増加させるサービスということになるが、前者の典型例として、スーパーマーケット (DzともDEとも考えられる) が、顧客 (ZかつE) が支払った商品の購入代金の釣銭を、現金で返却するのではなく当該顧客の銀行口座に振込みをする場合が挙げられている<sup>8)</sup>。後者の典型例は、単純な2当事者間の現金振込 (Barüberweisung) の代行であるとされる<sup>9)</sup>。

払出業務は払込業務の逆のながれの処理が一般的に想定されることになる。わかりやすい例としては、現金自動預払機 (ATM, Geldautomat) の運営管理をして、顧客が銀行口座への現金払込みや口座からの現金引出しを行えるようにする場合などには、払込業務・払出業務の両方に該当すると解されている<sup>10)</sup>。

---

8) Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht (BaFin), Merkblatt- Hinweise zum Zahlungsdienstleistungsaufsichtsgesetz (22.12.2011, geändert am: 29.11.2017) Nr.2 a) bb).

9) Hingst/Lösing, a.a.O. (Fn.6), S.71.

10) BaFin, a.a.O. (Fn.8), Nr.2 a) bb). もっとも、ATMの運営管理については、支払サービスの適用除外の規定の適用がありうる点 (ZAG 2条1項14号) が問題となりうるが、適用除外が認められるケースはかなり狭いようである (Hingst/Lösing, a.a.O. (Fn.6), S.127)。

## (2) 支払業務

「支払業務」とは、支払プロセスの実行全般を指すが、ラストシュリフトやカード・カード類似支払手段を用い、あるいは振込指図の実行などの態様により、利用者の支払サービス提供者またはその他の支払サービス提供者の下にある支払口座に資金額を伝送することが特に例示されている。いわば、預金通貨の移動一般を広く捕捉するものであると言える<sup>11)</sup>。与信を伴わないものが支払サービス監督法1条1項2文3号で、与信を伴うものが同4号で規律されている。

ここでは、支払サービス提供者自身が支払プロセスを実行する態様のみが捕捉され、誰かに対して支払プロセスを実行させる行為は含まない<sup>12)</sup>。

### (a) ラストシュリフト業務

「ラストシュリフト（借方記帳：Lastschrift）」とは、支払受取人、その支払サービス提供者または支払人の支払サービス提供者に対する支払人の同意に基づき、支払受取人による支払プロセスが発動される場所の支払人の支払口座の負担でなされる支払プロセスをいう（ZAG1条21項）。わが国における口座自動引落しに相当する<sup>13)</sup>が、1回限りの引落しであってもラストシュリフト業務に含まれる（ZAG1条1項2文3号a）

### (b) 支払カード業務

「支払カード業務（Zahlungskartengeschäft）」とは、支払カードまたは類似の支払手段を用いた支払プロセスの実行をいう（ZAG1条1項2文3号b）。支払カードとは、法律上の定義は存在していないため限界付けが難しいものの、典型的には、与信を伴わないものとしてはデビットカード、与信

---

11) BaFin, a.a.O. (Fn.8), Nr.2 b).

12) Hingst/Lösing, a.a.O. (Fn.6), S.73. この場合、支払発動サービス該当性が問題になると思われる。

13) ドイツのラストシュリフト制度の発展については、後藤紀一「ラストシュリフト制度（取立振替制度）の意義について」香川法学1巻1号（1982年）91-136頁。

を伴うものとしてはクレジットカードがある<sup>14)</sup>。

### (c) 振込業務

「振込み (Überweisung)」は、わが国においてイメージされる振込みと同様であると考えられるが、法律上の定義は、「支払人の支払口座を管理する支払サービス提供者を通じた一または複数の支払プロセスの実行において、支払人の仕向けに基づき発動された、支払人の支払口座の負担で支払受取人の支払口座に対して貸方記帳 (Gutschrift) を与える支払プロセス」とされている (ZAG 1 条22項)。

### (3) 支払手段の発行・アクワイアリング業務

「支払手段の発行」は、文字通り支払手段の発行のほか、支払サービス提供者が支払人との契約上の合意により支払人の支払プロセスの発動および処理のために支払手段を支払人に用いさせるためのすべてのサービスを内容として含む (ZAG 1 条35項 2文)。旧支払サービス監督法では、「支払認証手段 (Zahlungsauthentifizierungsinstrument)」の発行を支払サービスの例として挙げ、認証と支払指図とを結びつけていたが、第二次支払サービス指令では認証と支払指図とが必ずしも一致しなくなった<sup>15)</sup> ことから、ここでの「支払手段 (Zahlungsinstrument)」とは、その使用が支払サービス利用者と支払サービス提供者との間で合意され、支払指図の授与のために用いられる、全ての個人別的手段または手続をいうと定義されている (ZAG 1 条20項)。具体的には、デビットカードと暗証番号の組み合わせ、クレジットカードと署名または暗証番号の組み合わせ、あるいは取引番号または暗証番号を用いたオンラインバンキング、パスワードを用いたテレフォンバンキングなどが支払手段として想定されている<sup>16)</sup>。

14) Hingst/Lösing, a.a.O. (Fn.6), S.76.

15) Begründung zum Regierungsentwurf eines Gesetzes zur Umsetzung der Zweiten Zahlungsdiensterichtlinie (ZDUG), BT-Drucks. 18/11495 S.110.

16) BaFin, a.a.O. (Fn.8), Nr.2 d) aa).



「アクワイアリング業務」は、支払プロセスの受入れ (Annahme) および清算 (Abrechnung) と定義されており (ZAG 1 条 1 項 2 文 5 号)、資金額の支払受取人への移転 (Übertragung) を引き起こし、それにより支払サービス提供者が支払受取人との支払プロセスの受入れおよび処理についての契約上の合意を締結する支払サービスを内容として含むとされている (ZAG 1 条 35 項 1 文)。

#### (4) 金融移転業務

「金融移転業務」とは、支払人や支払受取人の名義の支払口座の開設なしに、支払人の資金額を支払受取人やその他の者に伝送するため「だけ (nur)」に、a. 支払受取人の名義で行動する支払サービス提供者に受け取らせるか、b. 支払受取人の名義で資金額を受け取りかつ当該資金額を受取人に利用させるサービスをいう (ZAG 1 条 1 項 2 文 6 号) とされる。

a. の形態は、典型的には、支払人側の支払サービス提供者 (Dz) からの電話連絡を通じて支払受取人側の支払サービス提供者 (De) が支払受取人に対して現金を渡す、という場合における Dz が行う支払代行サービスあるいは送金サービスであり、b. の形態は、支払受取人側の支払サービス提供者 (De) が行ういわゆる回収 (Inkasso) 代行サービスである。

金融移転業務該当性は、支払口座を通じないという点のみに係っており、現金による資金額の移転は要件とされていない<sup>17)</sup> ことから、かなり射程は広い。送金業務のバスケット条項ともいうべき規定であり、(1) ~ (3) の定義に当てはまらないものだけがこの金融移転業務に妥当しうるとされる<sup>18)</sup>。他方で、支払サービスとしての規律を受けない商事代理人による支払いや受領 (ZAG 2 条 1 項 2 号参照) との峻別も難しい問題である。

---

17) BaFin, a.a.O. (Fn.8), Nr.2 e).

18) BaFin, a.a.O. (Fn.8), Nr.2 e).

### (5) 支払発動サービス・口座情報サービス

第二次支払サービス指令（およびその国内法化）の目玉は、やはり、新たに支払発動サービスおよび口座情報サービスを定義し、それについての規制を設けた点であろう。

「支払発動サービス (Zahlungsauslösungsdienst)」とは、「支払サービス利用者の仕向け (Veranlassung) に基づき、他の支払サービス提供者の管理する支払口座に関する支払指図 (Zahlungsauftrag) が発動されるサービス」をいい (ZAG 1 条33項)、「口座情報サービス (Kontoinformationsdienst)」とは、「一または複数の他の支払サービス提供者の下にある支払サービス利用者の一または複数の支払口座の統合された情報の伝達のためのオンラインサービス」をいう (ZAG 1 条34項)、と定義されている。

通常の振込みの場合、支払受取人 (E) の口座 (KE) あてに送金すべきことを、支払人 (Z) の支払口座 (Kz) を管理する銀行 (Bz) に対して指図することが想定されるが、支払発動サービスの場合、この Z と Bz との間に Dz が入り、Dz は自ら Z の支払口座 (Kz) を管理することなく、支払口座を管理する者 (Bz) に対して、Z の支払指図を伝達することで、支払プロセスを発動させるという役割を果たす。この Dz が行うサービスが「支払発動サービス」である。

同様に、通常、支払サービス利用者 (N) は自らが保有する口座の情報について、それを管理する銀行 (BN) に直接情報提供を求めるのに対して、N と BN との間に入って、BN から N の口座情報を取得した上で、それを N に提供するサービスが口座情報サービスであり、このような中間に入る業者 (DN) も支払サービスを提供する支払サービス提供者に該当するのである。

なお、支払発動サービスにおける支払人 (Z) の支払口座 (Kz) を管理する者 (典型的には銀行 = Bz)、および口座情報サービスにおける支払サービス利用者の口座を管理する者 (典型的には銀行 = BN) は「口座管理支払サービス提供者 (Kontoführender Zahlungsdienstleister)」(ZAG 1 条18項) と呼ばれ、この者について、支払サービス提供者に対する口座への接続義務

(ZAG48条および50条)等の種々の規律が置かれている。

### 3. 電子マネー業務

#### A. 電子マネー業務

支払サービス監督法上の「機関」のもう一つの類型が、電子マネー業務を営む電子マネー機関である。「電子マネー業務 (E-Geld-Geschäft)」とは、電子マネーの発行のことを指すとされる (ZAG 1 条 2 項 2 文)。

#### B. 電子マネー該当性

##### (1) 電子マネーの定義

「電子マネー」とは、それによって民法675 f 条 4 項 1 文の意味における支払プロセスを実行するために、発行者に対する債権の形式で資金額の支払いに対して発行される電子的 (電磁的を含む) に記録された金銭的価値 (monetäre Wert) であって、発行者以外の自然人または法人によって受け容れられているものをいうとされている (ZAG 1 条 2 項 3 文)。

「金銭的価値」とは、各種の交換手段であるとされ<sup>19)</sup>、その概念自体には、誰が受け容れるか、あるいは誰が価値を見出すかはメルクマールになっておらず、また、流通性も要件とはなっていない。もっとも、「資金額の支払に対して発行される」「発行者に対する債権」の形式で「電子的に記録され」ていること、「発行者以外の自然人または法人によって受け容れられ」ていること等がさらに要件として加わっている。

「発行者に対する債権」という定義づけは、電子マネーの発行後において、発行者は随時保有者の請求に応じて法定支払手段 (端的には現金) による払戻しの義務を負う (ZAG32条 1 項 2 文) という、EU の制度の下での電子マネーの性質を端的に示すものであるといえる。また、「発行者に対する債権」という定義により、発行者を観念できず、その者に対して法定支払手段での払戻しを請求できないビットコインのような暗号資産は電子マネーの定義か

19) BaFin, a.a.O. (Fn.8), Nr.4 a) aa).

らはずれることになる<sup>20)</sup>。

「資金額の支払いに対して発行される」という要件のうち、「資金額」とは、法定支払手段（現金）のみならず、支払サービス監督法上の各種支払手段であってよい<sup>21)</sup>。また、「支払いに対して発行され」なければならないことから、無償で発行される場合には「電子マネー」に該当しないことになる<sup>22)</sup>。

「電子的に記録された」については、物理的なデータ搭載メディアを前提としていないことから、いわゆるカード型のみならず、サーバー型の電子マネーもここに含まれる<sup>23)</sup>。電子的（または電磁的）な価値の記録を前提とするから、QRコードを記載したカードの発行はそれ自体としては電子マネー業務には当たらない<sup>24)</sup>。

「発行者以外の自然人または法人」による受容とは、法的に別人格であればよく、したがって親子会社間やフランチャイザーとフランチャイジーとの間でやり取りされる金銭的価値であってもこの受容の要件は満たすことになる<sup>25)</sup>。

他方で、支払サービスに該当しないように政策的に定められた支払手段または支払プロセスに記録されたまたは組み込まれたものについては、電子マネーにも該当しないことが定められている（ZAG1条2項4文）。

## （2）いわゆるポイントプログラムの取扱い

電子マネー該当性が争われているものとして、商品等を購入した場合に、次回以降値引きを受ける権利が与えられるいわゆるポイントプログラムやポ

---

20) BaFin, a.a.O. (Fn.8), Nr.4 a) aa); Sebastian Omlor, E-Geld im reformierten Zahlungsdienstrecht, ZIP 2017, 1836, 1838.

21) BaFin, a.a.O. (Fn.8), Nr.4 a) aa).

22) BaFin, a.a.O. (Fn.8), Nr.4 a) aa).

23) Matthias Terlau, in Matthias Casper/ Matthias Terlau, Zahlungsdienstenaufsichtsgesetz, 2014, § 1a Rn.43.

24) Terlau, in Casper/Terlau a.a.O. (Fn.23), § 1a Rn.44.

25) BaFin, a.a.O. (Fn.8), Nr.4 a) aa).

ーナプログラム等のポイントがある<sup>26)</sup>。

この問題に関しては、まず、ポイントの取得が「支払いに対して発行され」という要件を満たすかが問題となる。顧客の支払のうち、真に物品・サービスの対価の部分と、ポイント獲得のための部分とに概念的に分離できる以上、後者の部分を「支払いに対して」発行したものと見る考え方もある<sup>27)</sup>。しかしながら、ポイントは当該プログラムの参加者のみに与えられ、参加者でない顧客も同額を支払わなければならないことから、この要件を満たさないとの反論がある<sup>28)</sup>。

また、仮に、電子マネーに該当するとすれば、上述の通り、ドイツおよびEUの制度上、当該ポイントに応じて法定支払手段で随時に払戻しをする義務が生じてしまうこととなる。従って、購入時=ポイント発生時に直ちに払戻請求をすれば、購入時に単なる値引きをしたのとなんら変わらなくなってしまい、ポイントプログラムの本来の狙いである顧客の固定化という目的が実現されなくなることから、政策的にも、電子マネーとして取り扱わない方がよいとも指摘されている<sup>29)</sup>。

そこで、支払サービスに該当しないものとして定められている支払手段上に記録された金銭的価値については、電子マネーにも該当しないとされている(ZAG 1条2項4文1号)ことは前述のとおりであるが、その中に、「物品またはサービスの取得のために、発行者の業務スペースまたは専門的な発行者との業務合意の枠内におけるサービス提供者の限定されたネットワーク(Netz)内において投入されることができる支払手段」が掲げられており(ZAG 2条1項10号a))、これに、自社または限られた他社のみで利用可能なポイントプログラムのポイントが含まれると解しているようである<sup>30)</sup>。

---

26) Omlor, a.a.O. (Fn.20), S.1838.

27) Christian Appelt, Rechtliche Anforderung an Bonuskartensysteme, NJW 2016, 1409, 1411.

28) Terlau, in Casper/Terlau a.a.O. (Fn.23), § 1a Rn.44; Omlor, a.a.O. (Fn.20), S.1838.

29) Omlor, a.a.O. (Fn.20), S.1838.

30) BaFin, a.a.O. (Fn.8), Nr.4 b).

### Ⅲ. 許可制度の概要

上述の通り、資金移動を始めとする支払サービスを提供するためには、国、中央銀行および地方公共団体等の公的主体に該当するか、銀行（信用制度法上の信用機関）としての許可（Erlaubnis）を有していなければ、支払サービス監督法により電子マネー機関として許可を取得するか、支払機関として許可を取得するかしなければならない（ZAG 1条2項1文1号）。

#### 1. 支払機関としての許可申請

支払機関としての許可の手続に関しては支払サービス監督法10条が定めており、①計画している支払サービスの方法を明らかにする事業モデルの説明、②申請者がその活動を正規に実行するために適切かつ相当のシステム、資金および手続を備えていることを明らかにした業務計画、③支払サービス監督法12条3号所定の開始資本（3参照）を備えていることの証明<sup>31)</sup>、④利用者保護のための資金の保全要請（Sicherungsanforderung）に関する支払サービス監督法17条の規定（IV 2参照）の充足のための措置の説明、⑤経営手続、リスクマネジメント手続および計算手続を含む、申請者の企業制御・内部統制メカニズムの説明、⑥報告手続等の説明、⑦要注意支払データの取扱手続の説明、⑧危機時における業務継続のための規律の説明、⑨統計的データの把握についての原則等の説明、⑩データ取扱いに関して判明しているリスクに対する支払サービス利用者の相当な保護の保証やリスク軽減措置等のリスク管理方針の説明、⑪内部統制メカニズムの説明、⑫代理人や支店の実地検査方法等を含む申請者の組織的構造の説明、⑬主要な出資者の名前・出資額およびその者の適格性の証明、⑭当該会社の役員および支払サービス以外の業務も営む企業である場合支払サービス部門の責任者等の氏名、⑮年度決算・

31) 支払発動サービスおよび口座情報サービスについては、支払サービス監督法16条および36条の保険・保証の備えがあることの証明（IV 3参照）も求められる。

コンツェルン決算の決算検査人の氏名、⑩申請者の法形式および定款・会社契約、⑪申請者の主たる事務所または本拠の所在地等を示した書類を提出しなければならない（ZAG10条2項1文1-17号）。

とりわけ④⑤⑥⑫によって、利用者の保護措置の十分性、支払サービスの継続性・信頼性が確認され、⑩によって外部委託先を含めたデータ取扱いの安全性が確認される（ZAG10条2項2文3文）。⑭に関しては、役員や支払サービス部門の責任者の信頼性や適格性（支払サービスの提供のための相当の理論的・実務的な知識・経験を有すること）についても証明が要求される（ZAG10条2項4文）。

以上の申請を受けて、連邦金融サービス監督機構（Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht: BaFin）は、申請の提出後3ヶ月以内に許可の授否を通知する（ZAG10条3項）。同機構は、要件を満たす限り許可を与えないが、許可を個別の支払サービスに制限したり、支払サービス以外の業務を営んでいる場合には、当該業務の分離や支払サービス業務のための固有の企業の設立を条件とすることもできる（ZAG10条4項）。

## 2. 電子マネー機関としての許可申請

電子マネー機関としての許可の手續に関しては支払サービス監督法11条が定めているものの、申請内容については支払機関のものを大幅に準用し、上記1②、⑤～⑪、⑬、⑮～⑰の内容を含む必要がある（ZAG11条1項1文）。準用されていない内容についても、①業務モデル（1①参照）に関しては、計画している支払サービスの方法に加えて計画している電子マネーの発行も明らかにすべきこと、②必要な開始資本（1③参照）に関して引用条文が電子マネー機関固有の12条3号dとされていること、③利用者保護のための資金の保全措置（1④参照）についても支払サービス機関についての17条に加えて電子マネー機関固有の要請である18条も合わせて引用されていること、④代理人や支店の活用に関して（1⑫参照）電子マネー機関固有の代理人（「電子マネー代理人（E-Geld-Agenten）」）が掲げられていること、⑤役

員等の氏名に関して（1⑭参照）支払サービス部門に加えて電子マネー発行部門の責任者の氏名の記載も要求されていること、といった差異があるに過ぎない。

利用者の保護措置の十分性、支払サービスの継続性・信頼性の確認、外部委託先を含めたデータ取扱いの安全性の確認、役員や支払サービス部門・電子マネー発行部門の責任者の信頼性や適格性の証明についても支払機関の規定と同様であるし、以上の申請を受けて、連邦金融サービス監督機構（BaFin）は、申請の提出後3ヶ月以内に許可の授否を通知すること（ZAG11条2項2-4文）、要件を満たす限り許可を与えなければならないが、付帯条件をつけることは可能であることも支払機関の場合と同様である（ZAG11条3項）。

### 3. 許可の拒絶事由

許可の拒絶事由に関しては、支払機関と電子マネー機関に関するものとを区別することなく支払サービス監督法12条が定めている。すなわち、㉞申請人が法人または人的商事会社（Personenhandels-gesellschaft）でないとき、㉟不実・不正確な申請書の提出、㊱必要開始資本の不備、㊲申請者・主要出資者の不適格性、㊳業務指揮者等の不適格性、㊴内部統制の不備、㊵監督官庁の有効な監督が侵害される可能性があるとき、㊶主たる事務所が国内にない、あるいは少なくともその支払サービスの一部を国内で提供していないか、その電子マネー業務を国内で運営していないとき、㊷支払サービスのうちでも支払発動サービスまたは口座情報サービスを提供する場合には、同法16条・36条の要件に従った保険・保証（IV3参照）を備えていないとき、㊸顧客保護措置（支払サービス全般についてZAG17条、電子マネー業務についてさらにZAG18条。IV2）を備えていないとき、㊹申請者が、31条に基づく他の者を通じた電子マネーの発行禁止に違反したとき、㊺欧州連合又は国内法の法規範が許可の付与と反するとき、である（ZAG12条1-12号）。

このうち、㊹必要開始資本については、行う業務の種類に応じて金額が異なっており、a. 金融移転業務（Finanztransfergeschäft）にのみ従事する支払



機関は20,000ユーロ以上、b. 支払発動サービスのみを提供する支払機関は50,000ユーロ以上、c. 払込業務・払出業務・支払業務・信用供与を伴う支払業務・アクワイアリング業務を提供する支払機関は125,000ユーロ以上、d. 電子マネー機関は350,000ユーロ以上である<sup>32)</sup>。

## IV. 利用者保護措置

支払サービス利用者、あるいは電子マネー保有者（E-Geld-Inhaber）を保護するための措置が、支払サービス監督法第3章に定められている。

これには、大きく分けて、自己資金の装備、受入資金の保全、保険による保護が考えられ、ドイツ支払サービス監督法においても、これらが組み合わされて用いられている。

### 1. 自己資金装備

支払サービス監督法15条では、「機関」に対して、相当な自己資金を備えなければならないとした上で、具体的に、いかなる時点においても、開始資本の額または同条3項に基づき発せられる省令に定める額とのいずれか高い方の額の自己資金を維持しなければならないと定める。この「省令に定める額」については、旧支払サービス監督法の時代には、「支払サービス監督法に基づく支払機関及び電子マネー機関の相当な自己資本装備についての省令（Verordnung über die angemessene Eigenkapitalausstattung von Zahlungsinstituten und E-Geld-Instituten nach dem Zahlungsdiensteaufsichtsgesetz : ZIEV）」という省令が定めていた。2018年3月にEUの授權規則が公布され、その効力発生日である2019年9月14日によく新支払サービス監督法が全面施行されることから、本稿脱稿時点

---

32) なお、支払サービス監督法上の「機関」が同時に信用制度法上の「機関」（「信用機関」と「金融サービス機関（Finanzdienstleistungsinstitut）」の二つを合わせた概念）でもある場合には、信用制度法33条1項の規定に基づく金額と比較してより高い方の金額が適用される（ZAG12条3号）。

(2018年11月)ではまだ新支払サービス監督法に基づく省令は制定(あるいは改正)されていないものと思われる。

## 2. 受入資金の保全

支払サービス利用者の資金を受け入れる形態の支払サービスでは、利用者から受け入れた資金は「預金」に該当しないとのみなし規定(V1参照)によって、銀行(信用機関)以外の主体もそのようなサービスを行えることになる反面、「預金」保険の対象ともならないことになる<sup>33)</sup>。そこで、支払サービス利用者の資金を受け入れる形態の支払サービスを提供する支払機関および電子マネー機関には、受け入れた資金を次の二つのどちらかの方法で保全する義務が課されている(ZAG17条1項)。

一つは、利用者ごとに残高を分別管理したうえで、営業日の終わりに別の銀行の信託口座に残高を預託するか、あるいは連邦金融サービス監督機構(BaFin)との合意により定められた低リスクで安全かつ流動的な資産(Aktiva)に転換して保有する方法である。残高の保有方法も、倒産隔離となる方法でなければならない(ZAG17条1項2文1号)。

もう一つの方法は、支払不能の場合に支払われなければならない額に相当する額について、グループ外の保険会社に付保し、あるいは信用機関の保証を受ける方法である(ZAG17条1項2文2号)。

これらも、いずれも「機関」すなわち支払機関と電子マネー機関の両方に適用されるものであるから、電子マネーという支払手段の発行も資金移動も等しい受入資金の保全措置がとられているということが出来る<sup>34)</sup>。

## 3. 支払発動サービス提供機関の場合

支払発動サービスを提供する機関は、許可の有効期間中継続して、職業責

---

33) Begr. Reg-E. des ZDUG, BT-Drucks. 17/3023, S.42.

34) なお、支払サービス監督法18条には電子マネー機関特有の保全措置が規定されているが、これは、電子マネー発行時に他の支払手段により支払われた場合の特則にすぎない。

任保険 (Berufshaftpflichtversicherung)<sup>35)</sup> に加入するか、それと同等の保証 (Garantie) 契約を締結しなければならないとされる (ZAG 16条 1 項 1 文)。この保険・保証は、支払発動サービスそのものから生じる責任のみならず、業者が提供するサービス全般をカバーするものでなければならないとされている (ZAG 16条 1 項 2 文)。これが不十分である場合には、連邦金融サービス監督機構 (BaFin) により措置命令が出される (ZAG16条 1 項 3 文による 17条 3 項の準用)。

## V. 銀行業務との関係

信用制度法 (Kreditwesengesetz: KWG) 上、銀行業務 (Bankgeschäft) を営むためには監督当局の許可を必要とし、この許可を有しない者による銀行業務への従事は禁止されている (KWG32条 1 項)。銀行業務 (KWG 1 条 1 項 2 文) として、とりわけ預金業務 (Einlagengeschäft: 同 1 号) および信用業務 (Kreditgeschäft: 同 2 号) が掲げられているところ、支払サービス監督法上の機関 (支払機関と電子マネー機関) は、信用制度法上の許可よりも軽い要件の下で与えられる支払機関・電子マネー機関としての許可のみで、これらの業務を営んでいるようにも見える。ここで、支払機関・電子マネー機関が行いうる業務と、信用制度法上の許可が必要となる業務態様との関係が問題となる。

### 1. 預金・預金類似預け金の禁止との関係

#### A. 電子マネー

信用制度法上、預金業務とは、「利子が付されるかどうかを問わず・・・

---

35) この保険は、国内において取引従事の資格のある保険企業において付保されなければならない (ZAG 16条 2 項 1 文)。また、支払発動サービス業者と保険企業との間の合意において、支払発動サービスの利用者の保護に重要な変更を及ぼすような保険契約の変更については保険会社が BaFin に遅滞なく報告することを定めなければならないとされている (ZAG 16条 2 項 2 文)。

外部資金の預金としてまたはその他の無条件に払戻可能な公衆の資金としての受入れ」(KWG 1条1項2文1号)であるところ、電子マネーは保有者の要求に応じて常時払戻しをしなければならない義務が電子マネー機関に課せられている(ZAG33条1項2文)ことからすると、電子マネー機関は、電子マネーの発行により受領する資金を払戻可能な預り金として受け入れていることは否定できない。この点に関しては、①受入資金の受領と同時または受領後遅滞なく電子マネーの発行がなされ、かつ、②電子マネー自体や電子マネーの発行によって発生した正の残高(Guthaben)に付利されず、かつ、それらの保有者に保有期間に応じたいかなる便益も与えられない場合には、信用制度法1条1項2文1号の意味の預金またはその他の払戻可能な公衆の資金とはみなさないという規定が置かれている(ZAG3条2項2文)。

①の「受領後遅滞なく」とは、基本的には同一営業日中と解されているようである<sup>36)</sup>。

## B. 支払サービス

同様に、支払サービスの提供に際しても、支払発動サービスや口座情報サービスの場合を除いては<sup>37)</sup>、一定程度資金が支払機関の口座に滞留する可能性がある。この点についても、支払口座はあくまで支払プロセス(Zahlungsvorgang)の清算(Abwicklung)のみのためであること、その正の残高には利子を付すことができないことを定めたうえで、「専ら支払プロセスの実行のためと支払サービス利用者により定められて、機関が受領した資金は、信用制度法第1条第1項第2文第4号もしくは第5号の意味の預金もしくはその他の払戻可能な公衆の資金または電子マネーとはみなさない」旨の規定が置かれている(ZAG3条3項2文)。

ここで重要になるのは、機関が受け入れた資金が「専ら支払プロセスのた

36) Terlau, in Casper/Terlau a.a.O. (Fn.23), § 2 Rn.36.

37) 支払発動サービスについては特に支払サービス監督法49条1項2文により顧客から資金額を預かることが禁止されている。

め」である限りにおいて預金該当性が阻却される点である。これを「目的拘束性 (Zweckbindung)」と呼ぶ。その狙いは、倒産・執行法上、機関の財産から受入れ資金を分離するため (「分離原則 (Trennungsprinzip)」) であるとされる<sup>38)</sup>。

目的拘束性から、①資金を顧客が自由に使える状態とすること、②資金を目的外に使用しないこと、③顧客口座を分別管理すること、④支払口座の正の残高に利子を付すことができないこと、という要請が導き出される<sup>39)</sup>。

①資金が顧客に自由に使える状態にするとは、支払に用いる時期を定めずに口座に資金を受け入れた場合であっても、また、顧客が一定期間は当該残高を引き出さないあるいは支払に利用しないことを宣言していた場合であっても、顧客はいつでも自由に当該残高を引き出しあるいは支払に利用することができる必要があるとされている<sup>40)</sup>。また、②顧客から受け入れた資金は目的外に転用されないこと、そのために、③預かった顧客資金を機関のその他の資産と分別管理しなければならないとされる。そして、④付利禁止は、まさに貯蓄のためではないという点において、間接的に目的拘束性を示すもの<sup>41)</sup>であり、これは前述の通り条文でも明記されている (ZAG 3 条 3 項 2 文)。

ところで、③顧客口座の分別管理の要請の具体的現れとして、前述の (IV 2 参照) 顧客資金の保全措置 (ZAG17条) があると考えられるが、これを遵守していない場合に、「専ら支払プロセスのため」ではないとして預金取引該当性が阻却されないかどうかは争いがある。資金保全措置違反により預金該当性を認める見解もあるようであるが、これに対しては、そもそも顧客口座が分別管理されていない状況であれば預金に該当する結果として刑事罰が科されうるのに対して、資金の保全措置に違反した場合には、単に支払サー

---

38) Begründung zum Regierungsentwurf eines Gesetzes zur Umsetzung der aufsichtrechtlichen Vorschriften der Zahlungsdiensterichtlinie, BT-Drucks. 16/11613 S.42; Terlau, in Casper/Terlau a.a.O. (Fn.23), § 2 Rn.48.

39) BaFin, a.a.O. (Fn.8), Nr.5 c).

40) BaFin, a.a.O. (Fn.8), Nr.5 c).

41) Terlau, in Casper/Terlau a.a.O. (Fn.23), § 2 Rn.51.

ビスの不適切な遂行に過ぎず、刑事罰をもってエンフォースするのは行き過ぎであるとの批判<sup>42)</sup> がなされている。

## 2. 信用業務の禁止との関係

信用制度法上、信用業務とは、「資金融資および引受信用 (Akzeptkredit) の供与」(KWG 1 条 1 項 2 文 1 号) であるところ、支払サービスのうち、与信を伴う支払業務 (ZAG 1 条 1 項 2 文 4 号) やアクワイアリング業務 (ZAG 1 条 1 項 2 文 5 号) では、信用の供与が発生する。そこで、①支払サービスの付随活動であって専ら支払プロセスの遂行に関連して信用の供与がなされ、②信用契約 (Kreditvertrag) 中において与信期間が12ヶ月以内であり、かつ、12ヶ月以内で貸出 (Darlehen) が完全に返済されなければならない、③信用が、支払プロセスの遂行を目的とする資金、あるいは電子マネーの発行から受領または保持している資金以外により供与されること、という3要件を満たすことを前提として、信用制度法第1条1項2文2号の意味の信用業務とは見なさないという規定を置いている (ZAG 3 条 4 項 1 文 2 文)。

かかる支払サービスについての信用業務の除外の規定は、同様の要件 (ただし、③信用が電子マネーの発行と引換えで受け入れた資金から供与されていないという読み替えを行う [ZAG 3 条 4 項 2 文]) の下で、電子マネーの発行にも準用されている。

## VI. 若干の検討

以上のドイツ法の状況から、日本法に対するいくつかの示唆を取り出して、本稿を閉じることとしたい。

### 1. 電子マネー業務と支払サービスの密接関連性

現在のわが国の決済分野における政策課題の一つとして、銀行を経由しな

---

42) Terlau, in Casper/Terlau a.a.O. (Fn.23), § 2 Rn.57.

い送金を容易化できるよう、「資金移動業」の規制（とりわけ送金上限額100万円の見直し）が挙げられている<sup>43)</sup>。

銀行以外が資金移動業（為替業務）を行う場合については資金決済法が規律しているところ、とりわけ資金移動業に関しては、資金移動のために顧客から預かった資金を業者破綻時に備えて保全することが定められており、とりわけ、送金上限額規制の見直しについては、資金の滞留額の増大に繋がることから、顧客資産の保全措置をどのように行うべきかが改めて課題として認識されている。

もっとも、顧客資産の保全措置に関しては、業者の下での価値の滞留という点では前払式支払手段についても（程度の差はあれ）同様にいえるはずであるにも関わらず、資金移動業であれば原則として滞留資金（「未達債務」）全額について供託の義務がある（資金決済法43条）のに対して、前払式支払手段発行者は基準日における滞留資金（「未使用残高」）の二分の一の額を供託すれば足りる（資金決済法14条）など、規律が一致していない<sup>44)</sup>。

しかしながら、近時は、前払式支払手段が事実上送金（資金移動）の機能を果たす形で使われているような事例も散見され<sup>45)</sup>、同一の機能に同一の規律をかけるべきである<sup>46)</sup>とするならば、前払式支払手段発行者と資金移動業者との規律を揃えることも検討する必要があるように思われる。

---

43) 未来投資会議／まち・ひと・しごと創生会議／経済財政諮問会議／規制改革推進会議「経済政策の方向性に関する中間整理」（平成30年10月）2頁参照。

44) この規律の差異は、前払式支払手段が古い歴史を有しその過去の経緯を踏まえたものに過ぎない（高橋康文編著『逐条概説 資金決済法〔増補版〕』（金融財政事情研究会、2010年）102頁参照）と考えられるものの、あえてそれらしい理由を考えるとすれば、資金移動が最終的には送金先が現金を払い出すことまでを目的とするのに対して、前払式支払手段ではその保有者等が最終的に現金を手にする（＝現金で払い戻す）ことは通常予定されていない（資金決済法20条2項参照）ことから、その分だけ現金（あるいは即時に現金に変換できる財産）を保全しておく必要性が薄いとでもいえようか。

45) たとえば、金融審議会平成30事務年度金融制度スタディ・グループ第3回合合事務局説明資料（資料1）10頁参照。

46) 金融審議会金融制度スタディ・グループ「中間整理—機能別・横断的な金融規制体系に向けて—」（平成30年6月19日）5頁参照。

この点に関しては、ドイツ（およびEU）の制度からも、わが国の前払式支払手段発行者に相当すると捉えることのできる「電子マネー機関」と、資金移動業に相当すると捉えることのできる「支払機関」との機能的近接性を読み取ることができる。すなわち、ドイツ法（およびその基礎となるEU指令）において特徴的であるのは、電子マネー自体が、定義（「支払プロセスを遂行するため」）からも明確であるように、資金移動を含む支払サービスと密接に結びついた概念である点である<sup>47)</sup>。かかる機能的近接性から、支払機関としての許可も電子マネー機関としての許可の要件とはほぼ同じに揃えられており（Ⅲ参照）、また、自己資金要求額には若干の差異があるものの、顧客保護措置は同じ条文によりほぼ同じ規律がされている（Ⅳ2参照）。特に後者については、基本的には厳格な分離原則によって、顧客から受け入れた資金額は、全額分別管理により、決済（支払プロセスの実行）の目的に特化させる方向で両者の規律が揃えられている点が注目に値するであろう。

もっとも、ドイツ（およびEU）の制度の下では、電子マネーは、保有者からの請求で随時払戻しがなされるべき性質のものである等、払戻しが原則として禁止されるわが国の前払式支払手段（資金決済法20条2項参照）とは必ずしも一致するものではないことから、ドイツ（およびEU）の議論を参照したとしても、わが国においても直ちに前払式支払手段発行者と資金移動業者との規律を完全に一致させるべきことまでが直ちにいえるわけではない。しかしながら、他方で、先にも述べた通り、前払式支払手段により事実上資金移動の効果をもたらすことができる状況が不都合であると評価されるのであれば、あるいは、利用者利便等の観点から前払式支払手段の払戻禁止原則を緩和するような規律とする（結果として前払式支払手段により資金移

47) また、このことは、支払機関の定義から、電子マネー機関が支払サービスを提供する場合は除外されながら、理論的にはありうべき“支払サービスを提供しない”電子マネー発行者も、支払サービスを提供する電子マネー発行者と同じく「電子マネー機関」とされており、したがって「機関」として支払サービスを提供する者と同様の規律が課せられている点、および、電子マネー業務に従事するための許可を取得すれば、支払サービスの提供も許可されることになる（ZAG11条1項2文1号）点からも読み取ることができる。なお、支払機関と電子マネー機関との機能的近接性に関するフランスの議論について、都筑・前掲注3）231頁参照。



動が可能となる)<sup>48)</sup> のであれば、両者の規律を「資金移動業のあるべき姿」に揃える方向で制度を変えていくことも視野に入れる必要があろう<sup>49)</sup>。

## 2. ポイント

II 3B (2) で述べた通り、いわゆるポイントプログラム等の顧客優遇プログラムによって発行されるポイントについて、ドイツでは電子マネー該当性が問題とされている。

わが国においても、顧客優遇プログラムのポイントが前払式支払手段に該当するのではないかという議論があり<sup>50)</sup>、この問題を議論するうえで、ドイツ（およびEU）の制度は参照に値するであろう。

もっとも、わが国における前払式支払手段の規律とは異なり、ドイツ（およびEU）の制度の下での電子マネーは、保有者からの請求で随時払戻しがなされるべき性質のものであり、その点がポイントの電子マネー該当性を否定する大きな要素となっているようにも見受けられる。したがって、ドイツ（およびEU）の議論が直ちにわが国の制度に応用できる訳ではない。しかしながら、むしろそのようなわが国とドイツ（およびEU）の制度の差異が、ポイントを支払手段の監督法制の範囲に含めるかどうかの結論を変えあるいは変えない重要な要素となりうるという意味で、ドイツ（およびEU）の議論を参考資料として参照することには意義があると考えられる。

## 3. 収納代行

いわゆる収納代行が為替取引（資金移動業）に該当するかという問題も、

---

48) 諸外国における電子マネーの活用状況およびその規律のあり方については、淵田康之『キャッシュフリー経済』（日本経済新聞出版社、2017年）211-230頁が詳しい。

49) もっとも、本文から直ちに前払式支払手段の規律を資金移動業の規律に揃えるべきだという結論に至るわけではないことはいうまでもない。現在揃っていない両者の規律を、両者の機能的同一性に鑑みて同じにすべきだ、という評価が下されるとしても、どちらか一方の規律を他方のそれに合わせるといった作業ではなく、両者の規律を止揚した新たな規律を模索すべきであろう。

50) 高橋康文編著『資金決済に関する法制』（商事法務、2010年）104頁。

古くからあるが今なお検討課題として挙げられている問題である<sup>51)</sup>。

このスキームについては、ドイツ（およびEU）の制度では、金融移転業務（II 2B（4）参照）の問題として議論されている。ドイツにおいては、（第一次）支払サービス指令を国内法化する（＝旧支払サービス監督法の制定の際の政府草案理由書において示されたように<sup>52)</sup>、回収によって原因関係上の債務が消滅する形のものについては、金融移転業務には当たらないとの見解が有力であるが、完全調和を目指したEU指令を国内法化した条文に関してそのような「不文の適用除外（ungeschriebene Ausnahme）」を認めることについては批判もあり、なお法的不確実性があるとの指摘がある<sup>53)</sup>。

ドイツにおいても、回収代行や代引きサービスなど、特定のサービスが金融移転取引に該当し、支払機関としての許可が必要となるかについては、金融移転取引の包括規定としての性格もあって相当解釈の幅がありえ、議論も多い。本稿において詳細を検討する余裕はなかったが、引き続き注目していきたい。

（付記）校正中の2018年12月10日に、「支払サービス監督法に基づく支払機関及び電子マネー機関の相当な自己資本装備についての省令（ZIEV）」（IV 1参照）が改正された。

※本稿は、全国銀行学術振興財団の2016年度研究助成の成果の一部である。

---

51) 岩原紳作「銀行の決済機能と為替業務の排他性」『金融法論集（上）金融・銀行』（商事法務、2017年）83頁（当該箇所初出は鴻常夫先生古稀記念『現代企業立法の軌跡と展望』（商事法務研究会、1995年）および97-98頁参照）。

52) Begr. Reg-E des Zahlungsdiensterichtlinienumsetzungsgesetzes, BT-Drucks. 16/11613 S.35.

53) Hingst/Lösing, a.a.O. (Fn.6), S.88.